

## 丸亀市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第12項の規定により、財政援助団体等監査の結果に関する報告に基づき団体が講じた措置について通知があったので、同項後段の規定によりその内容を公表する。

平成27年6月11日

丸亀市監査委員 三谷英昭  
同 三宅真弓

### 1 措置を講じた団体

丸亀市学校給食会

丸亀市文化協会

丸亀市老人クラブ連合会

ふれあい城坤

栗熊コミュニティ

### 2 監査実施日及び監査の種類

平成26年9月12日及び平成26年9月19日

財政援助団体監査（公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む）

### 3 監査の結果に関する報告の提出日

平成27年3月23日

### 4 措置通知年月日

平成27年5月19日付け

### 5 指摘事項及び講じた措置の内容

別紙のとおり

## 平成26年度財政援助団体等監査の結果に関する報告に対する講じた措置の内容について

### 1. 丸亀市学校給食会

#### (1) 改善すべき事項

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
補助金に関する事項	給食費の未納分のうち時効となったものを欠損処理する時は、決裁を取ったうえで調定額の減額処理をすること。また、同債権の時効を防ぐためにも時効の中断の手続きなどを行うようにし、学校、教育委員会とも協力して滞納の防止に努めること。	指摘のとおり処理とし、今後とも三者の一層の連携を図り滞納の防止に努めます。
	給料は月給制であり、丸亀市の一般職非常勤職員等の勤務条件等に関する条例を準用するのであれば付加手当を支給することはできないが、支給するのであれば丸亀市学校給食会の職員の勤務条件に関する規程を見直すこと。	職員課との協議も行い、合併時に制定された丸亀市学校給食会の職員の勤務条件に関する規定を見直した。
	年度途中で雇用通知書の内容が変更になった時は、新たな雇用通知書を交付すること。	指摘のとおり、新たな雇用通知書を交付した。
	丸亀市学校給食会事務局は、丸亀市中央学校給食センターの一部を事務スペースとして使用しているため、行政財産目的外使用許可申請を提出すること。	指摘のとおり、平成 27 年度より行政財産目的外使用許可申請書及び行政財産使用料等減免申請書を提出した。

#### (2) 検討すべき事項(意見)

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
補助金に関する事項	給食費支払準備資金の使い道については、教育委員会内でも検討し、役員会に諮って決めていただきたい。	意見のとおり、対応いたします。

## 2. 丸亀市文化協会

### (1)改善すべき事項

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
補助金に関する事項	会費の入金について、会費を現金で預ってから通帳に入金されたのが3ヶ月を過ぎたものがあったが、預かったお金は速やかに通帳へ入金すること。	速やかに入金するように対応してまいります。
	予算流用の手続きや支出伺兼支出票の決裁権限についての運用規程を整備すること。	統一的な運用ができるよう対応してまいります。

### (2)検討すべき事項(意見)

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
補助金に関する事項	丸亀市文化協会事業奨励費の交付手続きについて、要項では総会終了後に交付決定することとされているが、現在の事務手続きでは理事会の承認後に交付しているので、現在の要項どおりとするか要項を改正し、理事会の承認後に交付決定するか検討していただきたい。	要項を改正し、理事会の承認後に交付することとしました。

### 3. 丸亀市老人クラブ連合会

#### (1)改善すべき事項

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
補助金に関する事項	予算額が不足する場合は、理事会等の了承をとったうえで流用票を作成し、会長の決裁を取り、予算額を増額すること。	平成 27 年度より予算額が不足になる場合は、理事会で了承を取り流用票を作成し、会長の決裁を取り予算を増額します。
	会計は総計予算主義会計なので、会費と助成金を差し引きして差額を支払うのではなく、それぞれ会費は収入として入金し、助成金は支出として支払うこと。	平成 27 年度より会費と助成金を差し引きして差額を支払うのではなく、助成金は全額支出し会費は収入として入金処理します。
	丸亀市老人クラブ連合会事務局は、丸亀市健康福祉部高齢者支援課内の一部を事務スペースとして使用しているため、行政財産目的外使用許可申請を提出すること。	平成 26 年 9 月 26 日に行政財産目的外使用許可申請書を提出。10 月 1 日許可。(使用期間 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日) 平成 27 年度の申請は、平成 27 年 2 月 17 日に行政財産目的外使用許可申請書を提出。4 月 1 日許可。(使用期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)

#### (2)検討すべき事項(意見)

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
補助金に関する事項	助成金の算定について、合併前の旧自治体毎に基準が異なっているため、協議して統一していただきたい。	平成 27 年度より助成金の算定は市内一律にします。
	慶弔費を支出するのであれば、慶弔規程を定めていただきたい。	平成 27 年度より慶弔規定を定めます。
	立替払いによる支出が見受けられるが、できる限り立替払いを行わないようにしていただきたい。	平成 27 年度より極力立替払いが無いようにします。

#### 4. ふれあい城坤

##### (1)改善すべき事項

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
補助金に関する事項	<p>体育部会でバスハイクをした際に、掛かった経費から参加者負担金を除いた額を支出していたが、総計予算主義に基づき収入と支出を区別して記載すること。</p>	<p>総計予算主義に基づき、収入と支出は区別し、参加者負担金は収入として計上します。</p>
	<p>まちづくり事業費は予備費から直接別会計に全額を支出していたが、コミュニティの事業として行うとのことなので、新たな支出事業費目を作り予備費から充用するか、補正予算等で収入・支出を追加した上で支出すること。</p>	<p>まちづくり事業費は補助金として補正予算を組み、執行は補正後の予算で執行することとします。</p>
指定管理委託料に関する事項	<p>収入について、平成 25 年度施設利用料未納分を平成 26 年度歳入として処理していた。また、支出について、平成 26 年 4 月購入の消耗品を平成 25 年度予算で執行していた。共に適切な予算年度分として処理すること。</p>	<p>年度内に生じた収入及び支出については、同一年度内で執行するよう処理します。</p>
	<p>インターネット使用料の支払いにあたって、指定管理会計の通帳ではなく別通帳から毎月口座引き落としをされていたが、指定管理会計の通帳から直接口座引き落としをすること。</p>	<p>指定管理会計の口座から引落しするよう変更しました。</p>
	<p>自動血圧計の記録用紙の購入代は、指定管理会計から支出されているがコミュニティ会計から支払うこと。</p>	<p>支出にあたっては、指定管理会計とコミュニティ会計とを明確に区別し、適正に執行します。</p>

## 5. 栗熊コミュニティ

### (1)改善すべき事項

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
指定管理委託料に関する事項	コピー代の収入票には収入先の記載をすること。	今後はご指摘のように処理します。
	貯水槽の清掃契約は契約期間が自動延長の規定になっているが、後年度予算の裏づけが無いので、単年度契約とし期間満了毎に新たな契約を締結すること。	平成 27 年度より、契約書第 6 条を削除し、単年度契約といたしました。
	消防用設備保守点検業務委託契約書で、契約対象設備主要機器名および数量の欄が空欄になっていたため、記載しておくこと。	主要機器名および数量については、別紙添付するよう委託業者に依頼しました。
	指定管理会計で購入した備品は、市の基準に従い備品台帳を作成すること。	今後はご指摘のように処理します。
	平成 26 年 3 月分の暖房使用料等が平成 26 年度歳入として処理されていたので、早めに入金してもらい適切な会計年度分として処理すること。	今後はご指摘のように処理します。

### (2)検討すべき事項(意見)

区 分	監査の結果	講じた措置及び対応状況
指定管理委託料に関する事項	シルバー人材センターと業務委託契約をしているが、業務を行う人に所長等が直接指示するのであれば、委託契約ではなく派遣契約となるので、その違いを念頭に入れた上で、次年度は契約していただきたい。	管理業務処理要領を見直し、所長等が直接指示する内容の文言を削除し、派遣契約とならないよう委託契約をいたします。